

化保第281号
令和5年11月20日

一般社団法人埼玉県LPガス協会
会長 川本 武彦 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長
宮原 正行（公印省略）

埼玉県収入証紙の廃止及び高圧ガス保安法に係る申請手続の電子化について

高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県収入証紙は、申請手続の際、現金の代わりに申請書等に貼付して御利用いただいておりますが、令和5年12月末日に販売は終了し、令和6年3月末日をもって使用ができなくなります。

そのため、県が所管する高圧ガス保安法に係る申請手続について、手数料をクレジットカードやペイジーで納付していただけるよう、電子申請・届出サービスによる申請の受付を開始しました。申請方法等の詳細は、下記のホームページに掲載しております。

つきましては、お手数をおかけしますが、貴団体の会員の皆様に周知くださるようお願いいたします。

記

「高圧ガスの製造及び貯蔵等の許可申請の案内ページ」

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/yous.html>



「高圧ガス製造保安責任者等免状の交付申請の案内ページ」

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/menjo.html>



担当 企画・高圧ガス担当

電話 048-830-8443

FAX 048-830-8444

e-mail a2970-01@pref.saitama.lg.jp